

Ⅸ 指定剤と対象剤の使用間隔

- ・この具体的散布方法は、たばこ用農薬の使用基準に基づいて作成したものである。
- ・指定剤と対象剤を続けて散布する場合には、この具体的散布方法の範囲内で散布しなければならない。

1. 指定剤と対象剤の組み合わせ

		指定剤 ()内は分類、種類	対象剤 *茎葉散布剤のみ
組み合わせ	①	カリグリーン (殺菌剤/無機殺菌剤/炭酸水素カリウム剤)	殺虫剤
	②	エコショット (殺菌剤/生物農薬/パチルスズブチリス剤)	殺虫剤
	③	トアローCT (殺虫剤/生物農薬/BT剤)	殺菌剤

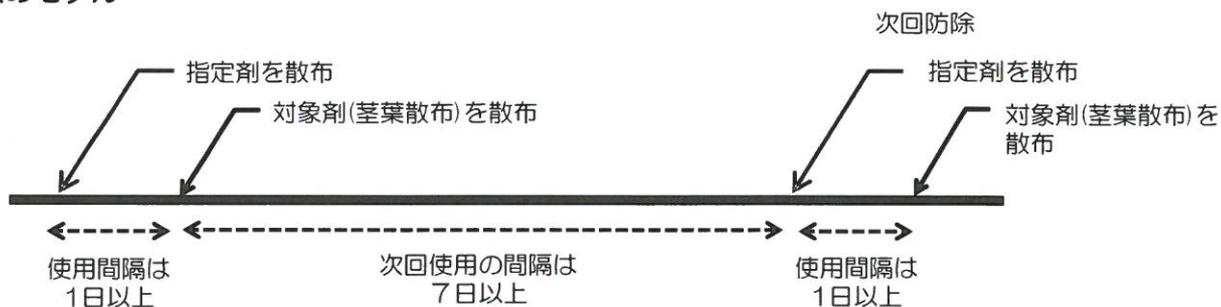
2. 使用方法

組み合わせ内の指定剤と対象剤の農薬を続けて散布する場合には、使用間隔は1日以上とする。

3. 厳守事項

- 1) 葉たばこの喫味に影響をおよぼす場合があるため、組み合わせ内であっても指定剤と対象剤を現地混用してはならない。
- 2) 指定剤を続けて散布する場合及び対象剤を続けて散布する場合には、使用間隔は1日ではなく、7日以上とする。
- 3) 農薬の使用にあたっては、使用時期・散布方法・希釈倍数・使用量・使用回数を厳守する。

4. 散布方法のモデル



注) 指定剤と対象剤(茎葉散布)の散布順序は問わない